

**女川原子力発電所2号炉
通信連絡設備について
(審査会合コメント回答)**

**平成30年5月8日
東北電力株式会社**

目次

1. 審査会合での指摘事項(一覧)
2. 指摘事項に対する回答

1. 審査会合での指摘事項(一覧)

番号	審査 会合日	指摘事項の内容	回答頁
8	H30.3.6	・携行型通話装置について, SA時の運用について整理し示すこと。	3, 4

2. 審査会合での指摘事項に対する回答(指摘事項No.8)(1/2)

(1) 指摘事項

・携行型通話装置について、SA時の運用について整理し示すこと。

(2) 回答

・携行型通話装置は、通常使用している所内(建屋内)の通信連絡設備(電力保安通信用電話設備, 送受話器(ページング))が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している専用通信線を用い、携行型通話装置を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計である。なお、専用通信線及び専用接続箱は基準地震動 S_s で機能維持できる設計である。

・即時または同時に通信連絡が必要な作業・操作においては、作業・操作場所と同じ場所に専用接続箱を設置または中継用ケーブルドラムを敷設することで、中央制御室と現場にて通信連絡が可能な設計である。

・近くの専用接続箱に移動して通信連絡する作業・操作においては、作業着手前後に専用接続箱の設置場所に移動して中央制御室と現場で通信連絡が可能な設計である。また、必要に応じて、中継用ケーブルドラムを用いることにより中央制御室と現場にて通信できる設計とする。

2. 審査会合での指摘事項に対する回答(指摘事項No.8)(2/2)

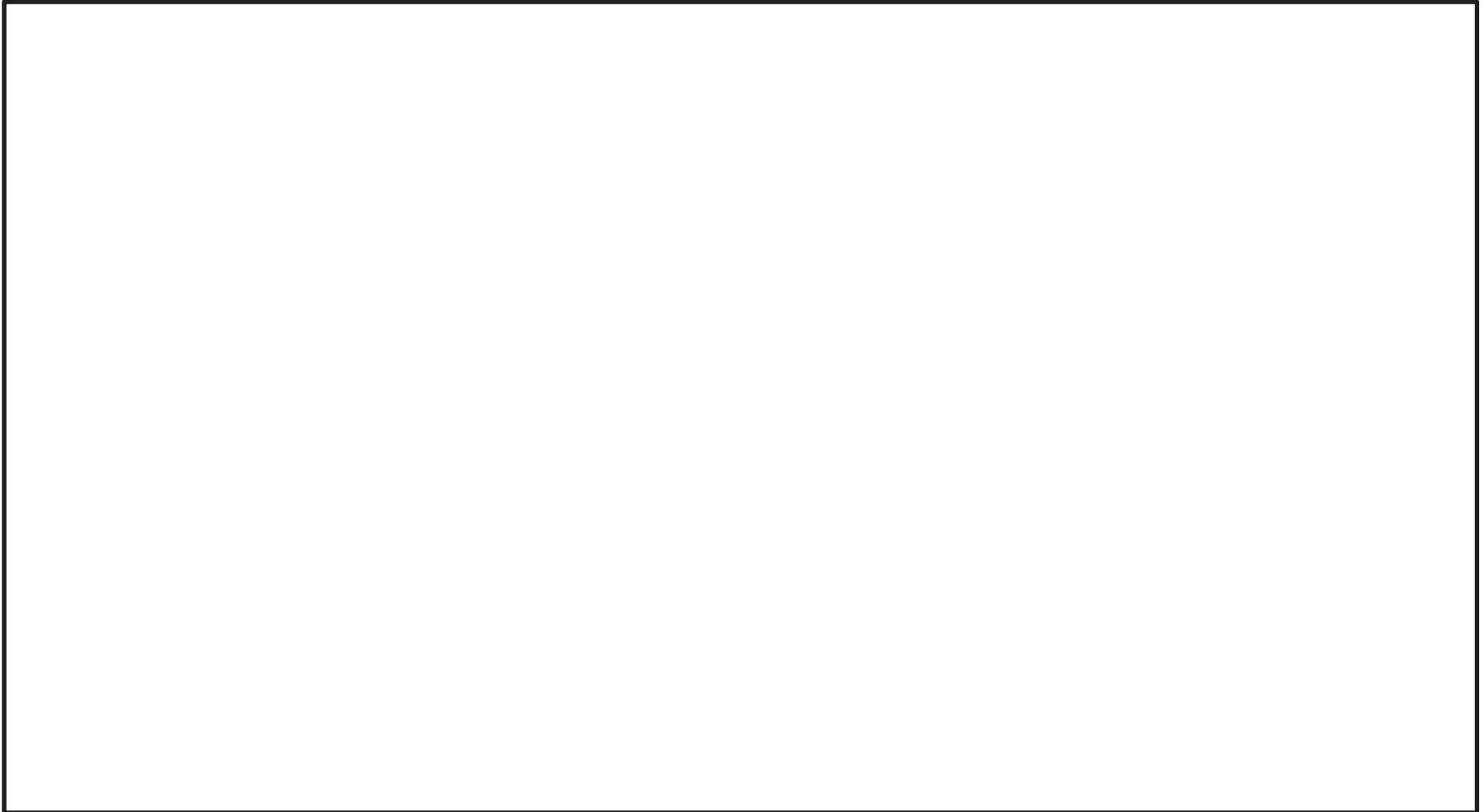


図1 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

通信連絡設備について
参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所